

諮問番号：平成28年度諮問第35号

答申番号：平成28年度答申第35号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、原処分（生活保護変更申請却下処分）について、次のとおり主張しているものと解される。

(1) 葬儀の必要性

審査請求人の養父（以下「養父」という。）の弟から養父の死亡及びその葬儀についての告知も無く葬儀が行われ、審査請求人をはじめ、親類等も出席できなかったため、審査請求人は、養父の葬儀を行う必要がある。

また、その葬儀の形式は、宗教の自由の点からも、文化芸術的活動としても社会的に逸脱している内容ではないし、費用的にも、低所得世帯として逸脱してはいない。

(2) 処分庁の職員の対応

審査請求人は、処分庁の職員から、養父が亡くなった状況等について聞かれたため、その説明をしたのにも関わらず、葬祭扶助の申請に当たっての助言等がなく、養父の形見やお花代等の遺留金品について、「こちらにいただきます」と強く発言され、低所得者に対する差別等があった。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 葬儀の必要性

養父の弟が養父の葬儀を行い、審査請求人の母方の叔母など出席した者もいる旨の審査請求人の説明を踏まえれば、養父の葬儀は社会通念上、明らかに完了しているものと認められ、現に、新聞のお悔やみ欄に養父の弟が養父の通夜及び告別式を行う旨の掲載があったから、審査請求人に養父の葬儀を執行する特別需要は生じておらず、審査請求人による葬祭扶助の申請（以下「本件申請」という。）が、一時扶助の支給要件を満たさないことは明らかである。

また、本件申請に係る葬儀は、審査請求人が制作した養父の肖像画を含む作品を画廊に飾り、作品展という形態により告別式を行うものであるが、これらの内容は、生活保護法（以下「法」という。）に定める葬祭扶助の範囲を明らかに超えるものである。

さらに、葬儀を複数回行うことについて、法により特段の対応を行うことは、法による保護（以下「保護」という。）を受給していない世帯との均衡

を著しく欠き、法の趣旨に反するものであって、到底認められない。

(2) 処分庁の職員の対応

処分庁の職員は、審査請求人に対し、葬儀を複数回行うための葬祭扶助を認めることは難しい旨説明し、その申請に当たって、見積書を提出するよう適切な助言を行っている。

また、処分庁の職員は、遺留金品として現金を受領した場合及び高価な物品等を受領し売却できた場合は、それらが収入認定されることを説明したに過ぎず、審査請求人が主張するような強い表現により説明した事実はなく、差別的取扱いを行った事実もない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 養父の葬儀は、社会通念上既に完了したものというほかなく、臨時的最低生活費たる葬祭扶助の支給が認められるような「特別の需要」があるとはいえないし、審査請求人の置かれた状態も、「最低生活に必要な不可欠な物資を欠いている」ものとはいえず、「物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合」に当たらないことも明らかである。

仮に、そうした特別の需要があると認めたとしても、本件申請に係る費用は、「検案」、「死体の運搬」、「火葬又は埋葬」及び「納骨」のいずれにも当たらないし、棺、骨壺など、葬儀の際に一般に必要な最低限のものに限られるとされる「その他葬祭のために必要なもの」にも該当しないから、本件申請に係る費用が法の定める葬祭扶助の範囲に該当しないことは明らかである。

加えて、葬儀を複数回行うことについて、法により特段の対応を行うことは、保護を受給していない世帯との均衡を著しく欠き、到底容認できるものではない。

以上により、本件申請は、葬祭扶助の支給のための要件を満たしていないことが明らかであり、これを却下した原処分は違法又は不当な点はない。

- 2 審査請求人は、養父の葬儀を行う必要があること、葬儀の形式は社会的に逸脱していないこと及び費用的にも低所得世帯として逸脱していないことを主張するが、審査請求人にとっては葬儀を行うべき特別な需要があるとしても、審査請求人に対し臨時的最低生活費たる葬祭扶助を支給すべき客観的事実があるとはいえないし、その葬儀の形式が社会的に逸脱したものかどうかはともかく、本件申請に係る費用が法の定める葬祭扶助の範囲に該当しないこと及び葬儀を複数回行うことが一般世帯との均衡を著しく欠くことは、前記1のとおりである。

また、審査請求人は、処分庁の職員から葬祭扶助の申請に当たっての助言等がなく、養父の遺留金品を没収するかのような発言をされ、低所得者に対する差別等があったと主張するが、処分庁の職員が葬祭扶助の申請について説明や見積書の提出等の指導をしていた事実のほか、養父の財産を相続することとなった場合には、これを収入とみなし、高価な物品などがあれば、処分して生活費に充ててもらふ旨説明していたことが認められる一方、相続財産の没収を示

唆するような発言や低所得者に対する差別等と見られるような発言があったことを認めるに足る証拠はなく、審査請求人からもそのような事実を認定し得る客観的な証拠の提出はなかった。

したがって、審査請求人のこれらの主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年3月7日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月13日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

葬祭扶助は、経常的なものではないから、「特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、臨時的に認定する」こととされる臨時的最低生活費に位置付けられる。

そこで本件についてみると、養父の葬儀については、法第18条が葬祭扶助の範囲として認めるものを養父の弟が既に行っており、それは社会通念上も完了したものであるというほかない。

したがって、社会通念上完了したと認められる養父の葬儀を改めて行うことは、葬儀に出席できなかった審査請求人がその心情として必要であると考えとしても、一般的には、臨時的最低生活費としての支給が認められるような「特別の需要」であるとはいえないし、審査請求人の置かれた状態を客観的にみれば、「最低生活に必要な不可欠な物資を欠いている」ものとも、「物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合」であるともいえないから、本件申請は、臨時的最低生活費として支給されるべき基本的な要件を欠いているというべきである。

以上のことから、葬祭扶助の支給のための要件を満たしていないとして、本件申請を却下した原処分に違法又は不当な点はないというべきである。

加えて、審理員の審理手続についても、適正なものと認められ、これを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 八 代 眞 由 美